

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	階段昇降機保守点検委託	
契 約 内 容	学校において児童生徒が教室移動する際の困難さを支援するために導入している階段昇降機を安全に使用するための点検作業と、1年間の保守契約	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	アビリティーズ・ケアネット株式会社	
契 約 金 額	77,760円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	階段昇降機は福祉用品であり特殊性が高いため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	警備業務（犬山南小学校 外6）	
契 約 内 容	業務内容：発注者の一般公衆回線を使用するセコムMXを利用した防犯サービス（緊急対処及び警察機関への通報）、火災監視サービス（緊急対処及び消防機関への通報） 業務提供時間：18：00から9：00まで（休日は終日）	
契 約 期 間	平成29年6月1日から平成32年5月31日	
契 約 締 結 日	平成29年6月1日	
契 約 相 手 方	セコム株式会社	
契 約 金 額	5,209,920円 144,720円/月*36ヶ月	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	施設に設置してある警備システム及び機器は、その開発会社独自のものであり、開発会社以外の業者では利用できず、システム自体を設置し直すことは、金銭面で大きな負担となるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	警備業務（犬山北小学校 外6）	
契 約 内 容	業務内容：発注者の一般電話回線を利用した防犯サービス（緊急対処及び警察機関への通報）、防火サービス（緊急対処及び消防機関への通報） 業務提供時間：警備操作から解除操作まで	
契 約 期 間	平成29年6月1日から平成32年5月31日	
契 約 締 結 日	平成29年6月1日	
契 約 相 手 方	総合警備保障株式会社 尾張支社	
契 約 金 額	6,038,064円 167,724円/月*36ヶ月	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	施設に設置してある警備システム及び機器は、その開発会社独自のものであり、開発会社以外の業者では利用できず、システム自体を設置し直すことは、金銭面で大きな負担となるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	平成29年度犬山市立犬山南小学校給食調理業務請負委託	
契 約 内 容	犬山南小学校が作成した献立に従い、犬山南小学校の児童及び教職員を対象とする給食を、犬山南小学校が提供する食材料を使用し、調理する業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	日本ゼネラルフード株式会社	
契 約 金 額	12,182,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>学校給食調理業務は、円滑な学校給食の運営を行うために、調理業務に関する豊富な知識と実績を持つ業者に委託する必要がある。このため、毎年、委託業者が変わるような状況があっては成立しない。</p> <p>平成26年4月1日以降の契約については、指名競争入札による長期継続契約にて締結しているが、それ以前の契約は、5年間の契約期間ではあるものの長期継続契約ではなく初年度に指名競争入札にて契約後、残り4年間は1年ずつ随意契約する方法で実施しているため。（5年間の契約期間満了後は、順次、長期継続契約に変更している。従って、本契約についても契約期間満了を迎える平成30年4月1日からは長期継続契約にて実施予定である。）</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	平成29年度犬山市立池野小学校外2校給食調理業務請負委託	
契 約 内 容	池野小学校、今井小学校、栗栖小学校において、各校が作成した献立に従い、各校の児童及び教職員を対象とする給食を、各校が提供する食材料を使用し、調理する業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	フジ産業株式会社 名古屋本部	
契 約 金 額	17,258,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>学校給食調理業務は、円滑な学校給食の運営を行うために、調理業務に関する豊富な知識と実績を持つ業者に委託する必要がある。このため、毎年、委託業者が変わるような状況があっては成立しない。</p> <p>平成26年4月1日以降の契約については、指名競争入札による長期継続契約にて締結しているが、それ以前の契約は、5年間の契約期間ではあるものの長期継続契約ではなく初年度に指名競争入札にて契約後、残り4年間は1年ずつ随意契約する方法で実施しているため。（5年間の契約期間満了後は、順次、長期継続契約に変更している。従って、本契約についても契約期間満了を迎える平成30年4月1日からは長期継続契約にて実施予定である。）</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	レクリエーション・スポーツ講習会委託	
契 約 内 容	概ね月1回(年に10回程度)レクリエーション・スポーツの講習会を行う。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市スポーツ推進委員連絡協議会	
契 約 金 額	408,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	本委託は、市民が楽しみや健康増進に役立てるスポーツの普及・推進が目的であり、スポーツ基本法の規定により住民へのスポーツの実技指導などを担うべく設置しているスポーツ推進委員により構成され、同目的のために設置された犬山市スポーツ推進委員連絡協議会による企画・運営が適当と認められるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	レクリエーション・スポーツ大会委託	
契 約 内 容	概ね年2回(半期に1回)レクリエーション・スポーツ大会を行う。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市スポーツ推進委員連絡協議会	
契 約 金 額	172,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	本委託は、市民が楽しみや健康増進に役立てるスポーツの普及・推進が目的であり、スポーツ基本法の規定により住民へのスポーツの実技指導などを担うべく設置しているスポーツ推進委員により構成され、同目的のために設置された犬山市スポーツ推進委員連絡協議会による企画・運営が適当と認められるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	レッツ・トライ・ウォーキング委託	
契 約 内 容	年1回程度のウォーキング大会を実施し、場所については適宜決定する。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成29年12月22日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市スポーツ推進委員連絡協議会	
契 約 金 額	100,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本委託は、市民が楽しみや健康増進に役立てるスポーツの普及・推進が目的であり、スポーツ基本法の規定により住民へのスポーツの実技指導などを担うべく設置しているスポーツ推進委員により構成され、同目的のために設置された犬山市スポーツ推進委員連絡協議会による企画・運営が適当と認められるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	ロボット塾開催	
契 約 内 容	ITに親しむ子どもたちの居場所づくり事業及び理科好きな子どもの芽を育む事業として、レゴロボット製作キットを使って、自由な発想でオリジナルロボット製作を行う。 夏休み期間に、3時間×5回×2講座（延べ30時間）を実施する。	
契 約 期 間	平成29年5月1日から平成29年10月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月28日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人いぬやまe-コミュニティーネットワーク	
契 約 金 額	239,760円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本事業は、平成26年度文部科学省公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム事業として開始し、平成27年度からは愛知県放課後子ども教室推進事業補助金対象事業として継続的に実施している。本事業について犬山市と共催実績があり、かつ本契約内容となるロボット製作を指導できる講師を複数有しているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	愛知万博メモリアル第12回愛知県市町村対抗駅伝競走大会委託	
契 約 内 容	愛知万博メモリアル第12回愛知県市町村対抗駅伝競走大会委託業務として、代表選手の選考、練習、大会への派遣等を行い、監督、コーチを会議等へ派遣し、大会に必要とする物品の購入を行う。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会	
契 約 金 額	294,840円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	体育協会は、当市において全市的にスポーツ振興を図っている団体である。軟式野球初め21の競技団体が加盟しており、本事業の実施等にかかる総合的な調整を行うことができ、この事業を円滑に進めるには、この団体以外にはないため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立羽黒小学校区ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	平成29年5月24日から平成29年10月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月24日	
契 約 相 手 方	犬山市立羽黒小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	220,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	身近な施設である小学校で行われる運動会を通じで、近年希薄化している世代間及び地域交流を図るために、ふれあい運動会を実施している。そのふれあい運動会を円滑に実施するには、小学生と地域住民と密接に関わっている各小学校に委託し運営することが最適であるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	羽黒小学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立羽黒小学校体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	125,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では学校教育に支障のない範囲で小中学校体育施設を一般に開放しているが、貸出施設である体育館及び運動場を管理しているのは各小中学校であり、本事業を円滑に遂行するには、貸出施設を管理している小中学校が最適と判断できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市屋外体育施設管理委託	
契 約 内 容	木曾川犬山緑地、山ノ田公園野球場、テニス場及び、野外活動センターの屋外体育施設管理業務として、利用申請の受付や施設使用料の徴収等の事務、施設(附属設備・駐車場を含む)の管理、清掃業務等を行う。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会	
契 約 金 額	14,828,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>犬山市ではスポーツの幅広い普及を推進するため、各種市民大会、近隣市(小牧、岩倉、江南)との交歓体育大会など市内の体育施設を利用したスポーツ事業やスポーツ教室を一年を通して展開している。</p> <p>こうしたスポーツ振興施策を円滑に展開するとともに、屋外体育施設である木曾川犬山緑地などを、市内の各種スポーツ団体が加盟する体育協会とそれ以外の一般市民利用のバランスを保ちながら運営していくためには、同協会に市内体育施設の管理委託していくことが最適であると考えられるため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市屋内体育施設管理委託	
契 約 内 容	犬山市武道館管理業務として、利用申請受付や施設使用料の徴収等の事務、施設(附属設備・駐車場を含む)の管理、清掃業務等を行う。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会	
契 約 金 額	5,087,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>犬山市ではスポーツの幅広い普及を推進するため、各種市民大会、近隣市(小牧、岩倉、江南)との交歓体育大会など市内の体育施設を利用したスポーツ事業やスポーツ教室を一年を通して展開している。</p> <p>こうしたスポーツ振興施策を円滑に展開するとともに、屋内体育施設である犬山市武道館を、市内の各種スポーツ団体が加盟する体育協会とそれ以外の一般市民利用のバランスを保ちながら運営していくためには、同協会に市内体育施設の管理委託していくことが最適であると考えられるため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	各種市民大会委託	
契 約 内 容	各種市民大会委託業務として、一般市民が参加出来る体育大会、競技回答のスポーツ普及事業を実施し、各種競技会へ選手派遣を行う。また、犬山市・犬山市教育委員会の実施する市民体育の向上に関する諸施策等に協力する。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会	
契 約 金 額	3,252,960円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	体育協会は、当市において全市的にスポーツ振興を図っている団体である。軟式野球初め21の競技団体が加盟しており、本事業の実施等にかかる総合的な調整を行うことができ、この事業を円滑に進めるためには、この団体以外にはないため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立楽田小学校区ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	平成29年5月24日から平成29年10月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月24日	
契 約 相 手 方	犬山市立楽田小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	238,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	身近な施設である小学校で行われる運動会を通じで、近年希薄化している世代間及び地域交流を図るために、ふれあい運動会を実施している。そのふれあい運動会を円滑に実施するには、小学生と地域住民と密接に関わっている各小学校に委託し運営することが最適であるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	楽田小学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立楽田小学校体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	110,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では学校教育に支障のない範囲で小中学校体育施設を一般に開放しているが、貸出施設である体育館及び運動場を管理しているのは各小中学校であり、本事業を円滑に遂行するには、貸出施設を管理している小中学校が最適と判断できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市勤労青少年ホーム等施設管理業務委託	
契 約 内 容	犬山市勤労青少年ホーム等施設管理業務として、利用申請の受付や施設使用料の徴収等の事務、施設(附属設備・駐車場を含む)の管理、清掃業務等を行う。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会	
契 約 金 額	7,905,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務対象施設（犬山市勤労青少年ホーム、犬山市体育センター、犬山市弓道場、山ノ田公園テニスコート）は、すべての施設が隣接して立地し、駐車場など一部の施設について供用している環境であるほか、勤労青少年ホームは、生涯学習活動の場としてだけでなく、特定非営利活動法人犬山市体育協会（以下「体育協会」という。）の加盟団体をはじめ、スポーツを楽しむ個人又は団体などがスポーツ活動に伴う打ち合わせや会議などを年間を通じて開催している場所でもある。さらに、当所は、市内のスポーツ施設が多く集積している場所でもある一方で、年々増加しているスポーツの愛好家のニーズなどを酌みつつ、市内他所にある同類のスポーツ施設との利用調整を行う必要性もありこうした事務を円滑に進め、より多くの市民が公共施設の利用に供することが求められているため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立栗栖小学校区ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	平成29年5月24日から平成29年10月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月24日	
契 約 相 手 方	犬山市立栗栖小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	135,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	身近な施設である小学校で行われる運動会を通じで、近年希薄化している世代間及び地域交流を図るために、ふれあい運動会を実施している。そのふれあい運動会を円滑に実施するには、小学生と地域住民と密接に関わっている各小学校に委託し運営することが最適であるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	栗栖小学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立栗栖小学校体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	60,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では学校教育に支障のない範囲で小中学校体育施設を一般に開放しているが、貸出施設である体育館及び運動場を管理しているのは各小中学校であり、本事業を円滑に遂行するには、貸出施設を管理している小中学校が最適と判断できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	社会教育施設警備業務委託	
契 約 内 容	犬山市勤労青少年ホーム及び犬山市武道館において盗難、火災等の異常状態の感知、事故感知時における関係先への通知連絡等の施設警備を行う。	
契 約 期 間	平成29年6月1日から平成32年5月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年6月1日	
契 約 相 手 方	セコム株式会社	
契 約 金 額	1,049,760円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当施設の警備システムはセコム株式会社の機器を設置しており警備を委託しているため、機器の再設置や配線等の新設を行う場合、警備委託費とともに工事費等の経費が必要となることから事業費の増加が考えられる。そのため業務委託費の抑制及び継続性を考慮しセコム株式会社は他社より安価に業務を遂行することができると考えられるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市子ども大学事業委託業務	
契 約 内 容	土曜日を中心とした学校休業日に子どもたちに様々な体験活動を提供する事業を実施するため、受講者募集受付から教育推進員、教育サポーター、教育コーディネーターの確保、講座開催までの一切を実施する。講座は17講座実施することとし、受講者数は350名を予定とする。なお、本事業は愛知県放課後子ども教室推進事業費補助金(土曜日の教育活動分)を受け実施する。	
契 約 期 間	平成29年4月7日から平成30年3月16日	
契 約 締 結 日	平成29年4月7日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市民活動支援センターの会	
契 約 金 額	6,339,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>受託者の特定非営利活動法人犬山市民活動支援センターの会(以下しみていという)は、民間非営利団体の市民活動の発展を目指し、NPOと地域や行政とのパートナーシップの形成を促進するため発足し、他のNPOとも広く連携しており、さまざまな人材の講師の選定が可能である。また研修事業、NPO普及啓発事業、相談助言事業、人材交流ネットワーク事業等を実施しており、子どもを対象とした事業も積極的に推進している実績豊富な団体である。平成16年度から継続して本事業を受託しており、体系的なカリキュラムの作成、豊富な講師陣やコーディネーターの選定、安全面の確保等、運営体制を確立している。</p> <p>当事業への市民の満足度は高く、例年募集人数以上の応募があり今後も継続的に当事業を推進してほしいとの期待値も高い。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山西小学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立犬山西小学校体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	120,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では学校教育に支障のない範囲で小中学校体育施設を一般に開放しているが、貸出施設である体育館及び運動場を管理しているのは各小中学校であり、本事業を円滑に遂行するには、貸出施設を管理している小中学校が最適と判断できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立犬山中学校体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	80,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では学校教育に支障のない範囲で小中学校体育施設を一般に開放しているが、貸出施設である体育館及び運動場を管理しているのは各小中学校であり、本事業を円滑に遂行するには、貸出施設を管理している小中学校が最適と判断できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山南小学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立犬山南小学校体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	125,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では学校教育に支障のない範囲で小中学校体育施設を一般に開放しているが、貸出施設である体育館及び運動場を管理しているのは各小中学校であり、本事業を円滑に遂行するには、貸出施設を管理している小中学校が最適と判断できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	犬山北小学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立犬山北小学校体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	125,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では学校教育に支障のない範囲で小中学校体育施設を一般に開放しているが、貸出施設である体育館及び運動場を管理しているのは各小中学校であり、本事業を円滑に遂行するには、貸出施設を管理している小中学校が最適と判断できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立今井小学校区ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	平成29年5月24日から平成29年10月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月24日	
契 約 相 手 方	犬山市立今井小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	138,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	身近な施設である小学校で行われる運動会を通じで、近年希薄化している世代間及び地域交流を図るために、ふれあい運動会を実施している。そのふれあい運動会を円滑に実施するには、小学生と地域住民と密接に関わっている各小学校に委託し運営することが最適であるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	今井小学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立今井小学校体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	80,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では学校教育に支障のない範囲で小中学校体育施設を一般に開放しているが、貸出施設である体育館及び運動場を管理しているのは各小中学校であり、本事業を円滑に遂行するには、貸出施設を管理している小中学校が最適と判断できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	四市交歓体育大会運営業務委託	
契 約 内 容	江南市、岩倉市、小牧市及び犬山市が参加する四市親善の大会運営を実施、各種競技種目に選手を派遣する。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市体育協会	
契 約 金 額	3,499,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	特定非営利活動法人犬山市体育協会は、本大会の全実施種目について、市内を統括する競技団体(協会)を設置し、市内競技者の多くが会員に加盟している。そのため、各種目の審判員資格を有するものが多いほか各種競技大会運営実績も多く他に同様の経験と実績を有する組織(団体)は存在しない。また、過去の同大会運営業務はいずれも同協会が受注している。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立城東小学校区ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	平成29年5月24日から平成29年10月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月24日	
契 約 相 手 方	犬山市立城東小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	250,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	身近な施設である小学校で行われる運動会を通じで、近年希薄化している世代間及び地域交流を図るために、ふれあい運動会を実施している。そのふれあい運動会を円滑に実施するには、小学生と地域住民と密接に関わっている各小学校に委託し運営することが最適であるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	城東小学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立城東小学校体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	110,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では学校教育に支障のない範囲で小中学校体育施設を一般に開放しているが、貸出施設である体育館及び運動場を管理しているのは各小中学校であり、本事業を円滑に遂行するには、貸出施設を管理している小中学校が最適と判断できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	城東中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立城東中学校体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	75,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では学校教育に支障のない範囲で小中学校体育施設を一般に開放しているが、貸出施設である体育館及び運動場を管理しているのは各小中学校であり、本事業を円滑に遂行するには、貸出施設を管理している小中学校が最適と判断できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立西小学校区ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	平成29年5月24日から平成29年10月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月24日	
契 約 相 手 方	犬山市立西小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	217,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	身近な施設である小学校で行われる運動会を通じで、近年希薄化している世代間及び地域交流を図るために、ふれあい運動会を実施している。そのふれあい運動会を円滑に実施するには、小学生と地域住民と密接に関わっている各小学校に委託し運営することが最適であるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立池野小学校区ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	平成29年5月24日から平成29年10月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月24日	
契 約 相 手 方	犬山市立池野小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	148,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	身近な施設である小学校で行われる運動会を通じで、近年希薄化している世代間及び地域交流を図るために、ふれあい運動会を実施している。そのふれあい運動会を円滑に実施するには、小学生と地域住民と密接に関わっている各小学校に委託し運営することが最適であるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	中学校部活動（吹奏楽部）指導者派遣事業委託業務	
契 約 内 容	中学校部活動（吹奏楽部）の充実を図る目的で、指導者不足の体制を整え、地域の専門的な指導者を合計400時間以上市内4中学校の吹奏楽部の部活動に派遣する。また指導者派遣の調整、指導者の登録、指導謝金、交通費の支払いを行う。	
契 約 期 間	平成29年4月7日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月7日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会	
契 約 金 額	1,899,720円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>受託者である特定非営利活動法人犬山市音楽文化協会は、市内で唯一音楽事業を展開している特定非営利活動法人であり、組織の構成員に学校で音楽指導をした経験者を含むことから各中学校の吹奏楽部の実態を熟知しており、さらに市内の音楽事業の推進において幅広い人脈があり、適切な指導者を確保、派遣できる体制が整っている。</p> <p>また平成14年度から当事業を受託しており、市内各中学校が様々なコンクールにおいて入賞するなどの成果をあげている。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	適応指導教室ICTキャリア教育	
契 約 内 容	コミュニケーションツールとしてのIT機器の活用術を学ぶ講座とし、子ども達の習熟度に合わせた内容を実施する。カリキュラム及び使用機材については、文化スポーツ課及び適応指導教室指導員との協議によって決定する。2時間×20講座(延べ40時間)	
契 約 期 間	平成29年5月9日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年5月8日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人いぬやまe-コミュニティーネットワーク	
契 約 金 額	259,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本事業は、平成26年度文部科学省公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム事業として開始し、平成27年度からは愛知県放課後子ども教室推進事業補助金対象事業として継続的に実施している。本事業について犬山市と共催実績があり、かつ本契約の仕様にあるICT事業を指導できる講師を複数有しているため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課																									
件 名	犬山市立東小学校区ふれあい運動会実施業務委託																									
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。																									
契 約 期 間	平成29年5月24日から平成29年10月31日																									
契 約 締 結 日	平成29年5月24日																									
契 約 相 手 方	犬山市立東小学校区ふれあい運動会実行委員会																									
契 約 金 額	209,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	身近な施設である小学校で行われる運動会を通じで、近年希薄化している世代間及び地域交流を図るために、ふれあい運動会を実施している。そのふれあい運動会を円滑に実施するには、小学生と地域住民と密接に関わっている各小学校に委託し運営することが最適であるため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	東小学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立東小学校体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	120,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では学校教育に支障のない範囲で小中学校体育施設を一般に開放しているが、貸出施設である体育館及び運動場を管理しているのは各小中学校であり、本事業を円滑に遂行するには、貸出施設を管理している小中学校が最適と判断できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	東部中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立東部中学校体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	90,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では学校教育に支障のない範囲で小中学校体育施設を一般に開放しているが、貸出施設である体育館及び運動場を管理しているのは各小中学校であり、本事業を円滑に遂行するには、貸出施設を管理している小中学校が最適と判断できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立犬山南小学校区ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	平成29年5月24日から平成29年10月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月24日	
契 約 相 手 方	犬山市立犬山南小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	215,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	身近な施設である小学校で行われる運動会を通じで、近年希薄化している世代間及び地域交流を図るために、ふれあい運動会を実施している。そのふれあい運動会を円滑に実施するには、小学生と地域住民と密接に関わっている各小学校に委託し運営することが最適であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立小中学校体育施設開放管理業務委託	
契 約 内 容	南部中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で団体登録をした団体へ受付及び貸出などの管理業務をおこなう。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市立南部中学校体育施設開放運営委員会	
契 約 金 額	100,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市では学校教育に支障のない範囲で小中学校体育施設を一般に開放しているが、貸出施設である体育館及び運動場を管理しているのは各小中学校であり、本事業を円滑に遂行するには、貸出施設を管理している小中学校が最適と判断できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	警備業務委託	
契 約 内 容	犬山市民文化会館及び南部公民館において盗難、火災等の異常状態の感知、事故感知時における関係先への通報・連絡等の施設警備を行う。	
契 約 期 間	平成29年6月1日から平成32年5月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年6月1日	
契 約 相 手 方	総合警備保障株式会社	
契 約 金 額	1,049,760円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>当施設の警備システムは総合警備保障株式会社の機器を設置しているため、機器の再設置や配線等の新設を行う場合、警備委託費とともに工事費等の経費が必要となることから事業費の増加が考えられる。</p> <p>そのため業務委託費の抑制及び継続性を考慮し、総合警備保障株式会社は他社より安価に業務を遂行することができると考えられるため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市立犬山北小学校区ふれあい運動会実施業務委託	
契 約 内 容	地域住民と協力して、学校主導で企画・運営し、児童と地域住民が交流できる種目を二つ以上実施する。児童の体育教育の場であることを尊重し、特色ある種目を創意工夫する。	
契 約 期 間	平成29年5月24日から平成29年10月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月24日	
契 約 相 手 方	犬山市立犬山北小学校区ふれあい運動会実行委員会	
契 約 金 額	230,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	身近な施設である小学校で行われる運動会を通じで、近年希薄化している世代間及び地域交流を図るために、ふれあい運動会を実施している。そのふれあい運動会を円滑に実施するには、小学生と地域住民と密接に関わっている各小学校に委託し運営することが最適であるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	木曾川犬山緑地公衆便所清掃委託業務	
契 約 内 容	木曾川犬山緑地の便所掃除、ペーパーの補充を行い、便槽の尿尿量を確認し清掃確認表へ記入する。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	848,772円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第二項に規定するシルバー人材センターにあたる、公益社団法人犬山市シルバー人材センターが業務を提供できるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課 (犬山城管理事務所)	
件 名	監視カメラ保守点検委託	
契 約 内 容	監視カメラNVRシステムのフルメンテナンス	
契 約 期 間	平成29年5月1日～平成32年4月30日	
契 約 締 結 日	平成29年5月1日	
契 約 相 手 方	セコム(株)	
契 約 金 額	563,760円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	監視カメラNVRシステムの製造元はセコム(株)であることから、このシステムの保守点検をセコム(株)に委託するのが妥当であると考えられるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課(犬山城管理事務所)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	旧磯部家住宅復原施設管理業務	
契 約 内 容	建物・設備及び展示資料の管理や施設の清掃整理や入館者及び施設使用者の管理・指導、使用許可申請書等の受付事務及び使用許可書の交付、使用料の納付書交付及び徴収など、旧磯部家住宅復原施設の管理・運営において必要となる事業を委託する。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山城下町を守る会	
契 約 金 額	2,785,120円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	文化財の適切な保存・維持管理と施設の円滑な運営に関する業務は、当該事業者が行うことがもっとも合理的かつ経済的であるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	警備業務 (旧磯部家住宅復原施設)	
契 約 内 容	業務内容：発注者の一般電話回線を利用した防犯サービス (緊急対処と警察への通報)、防火サービス (消防機関への出動要請と緊急対処) 業務提供時間：警備操作から解除操作まで	
契 約 期 間	平成29年6月1日から平成32年5月31日	
契 約 締 結 日	平成29年6月1日	
契 約 相 手 方	総合警備保障株式会社尾張支社	
契 約 金 額	427,680円 11,880円/月*36ヶ月	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	施設に設置してある警備システム及び機器は、その開発会社独自のものであり、開発会社以外の業者では利用できず、システム自体を設置し直すことは、金銭面で大きな負担となるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	警備業務 (旧堀部家住宅)	
契 約 内 容	業務内容：発注者の一般電話回線を利用した防犯サービス (緊急対処と警察への通報)、防火サービス (消防機関への出動要請と緊急対処) 業務提供時間：警備操作から解除操作まで	
契 約 期 間	平成29年6月1日から平成32年5月31日	
契 約 締 結 日	平成29年6月1日	
契 約 相 手 方	総合警備保障株式会社尾張支社	
契 約 金 額	583,200円 16,200円/月*36ヶ月	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	施設に設置してある警備システム及び機器は、その開発会社独自のものであり、開発会社以外の業者では利用できず、システム自体を設置し直すことは、金銭面で大きな負担となるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	警備業務（文化史料館本館、別館）	
契 約 内 容	業務内容：発注者の一般電話回線を利用した防犯サービス（緊急対処と警察への通報）、防火サービス（消防機関への出動要請と緊急対処）、 業務提供時間：警備操作から解除操作まで	
契 約 期 間	平成29年6月1日から平成32年5月31日	
契 約 締 結 日	平成29年6月1日	
契 約 相 手 方	総合警備保障株式会社尾張支社	
契 約 金 額	1,314,144円 36,504円/月*36ヶ月	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	施設に設置してある警備システム及び機器は、その開発会社独自のものであり、開発会社以外の業者では利用できず、システム自体を設置し直すことは、金銭面で大きな負担となるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	警備業務（青塚古墳ガイダンス施設）	
契 約 内 容	業務内容：発注者の一般公衆回線を利用（常時断線監視機能付）したセコムAXシステムによるた防犯サービス（緊急対処と警察への通報）、火災監視サービス（消防機関への出動要請と緊急対処）、ハイグレード（音声、画像等による違法行為）監視（音声警告と警察への通報） 業務提供時間：18：00から8：00 休館日は終日	
契 約 期 間	平成29年6月1日から平成32年5月31日	
契 約 締 結 日	平成29年6月1日	
契 約 相 手 方	セコム株式会社	
契 約 金 額	1,115,856円 30,996円/月*36ヶ月	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	施設に設置してある警備システム及び機器は、その開発会社独自のものであり、開発会社以外の業者では利用できず、システム自体を設置し直すことは、金銭面で大きな負担となるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	警備業務（中本町まちづくり拠点施設）	
契 約 内 容	業務内容：発注者の一般電話回線を利用した防犯サービス（緊急対処と警察への通報）、防火サービス（消防機関への出動要請と緊急対処）、 業務提供時間：警備操作から解除操作まで	
契 約 期 間	平成29年6月1日から平成32年5月31日	
契 約 締 結 日	平成29年6月1日	
契 約 相 手 方	総合警備保障株式会社尾張支社	
契 約 金 額	653,184円 18,144円/月*36ヶ月	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	施設に設置してある警備システム及び機器は、その開発会社独自のものであり、開発会社以外の業者では利用できず、システム自体を設置し直すことは、金銭面で大きな負担となるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課 (犬山城管理事務所)	
件 名	警備委託業務	
契 約 内 容	犬山城夜間の防犯・火災監視・保守点検サービス等	
契 約 期 間	平成29年6月1日～平成32年5月31日	
契 約 締 結 日	平成29年6月1日	
契 約 相 手 方	セコム(株)	
契 約 金 額	750,384円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	城郭内の警備システムはセコム(株)が開発したものであるため、保守点検等を開発会社に委託するのが妥当であると考えられる。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課(犬山城管理事務所)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課 (犬山城管理事務所)	
件 名	犬山城管理運営業務委託	
契 約 内 容	入場登閣券の販売及び回収、場内観覧の案内及び監視、城郭内清掃等、犬山城の管理運営において必要となる事業を委託	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 犬山市観光協会	
契 約 金 額	50,607,506円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>犬山城管理運営業務は、昭和57年度から犬山市観光協会に委託しており、長期にわたり本業務は適切に実施されています。派遣職員は、事務・警備・券売等犬山城への入場登閣者の対応を一括して担当する特殊性があり、行政業務への一助となっています。また、犬山市観光協会は、犬山城ホームページの制作・メンテナンスも行っており、通常の維持管理に加えて、文化財としての犬山城の情報発信や観光面からのPRにも努めている状況です。さらに、旅行会社による団体客対応、メディア取材対応能力に長け、情報のフィードバックが、職員の勤務体制の編成にも大いに役立っています。現状において総合的に判断すると、本業務実施に足りる能力と信用があると判断できる受託者は、多方面で犬山に関する情報を蓄積し、観光客に対して密に情報発信ができる犬山市観光協会が唯一の事業者であると考えます。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課(犬山城管理事務所)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	中本町まちづくり拠点施設管理業務委託	
契 約 内 容	中本町まちづくり拠点施設における観覧料の徴収及び観覧券の発行、建物・機械設備及び展示資料の管理、施設の清掃整理など、中本町まちづくり拠点施設の管理・運営において必要となる業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	中本町町内会	
契 約 金 額	2,965,120円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	「住民のまちづくり活動に供する」という施設の主旨から、地元の中本町町内会に施設管理業務を委託し、幅広い利用の促進を図っているため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	伝統的建造物技術指導委託	
契 約 内 容	文化財保存事業費補助に係る指導・監修及び伝統的建造物保存に関する相談・助言	
契 約 期 間	平成29年5月2日から平成30年3月17日まで	
契 約 締 結 日	平成29年5月1日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山城下町を守る会	
契 約 金 額	442,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>犬山の伝統的建造物の調査及び保存修理の監修を行うには、伝統的な建造物の工法や建築様式の専門知識と併せて、犬山の建造物の伝統的意匠についての専門知識が必要不可欠であり、また非常に重要な要素である。</p> <p>過去に多くの伝統的建造物の保存修理に携わってきた経験と、長年犬山城下町地区の伝統的建造物調査を行ってきた実績があり、城下町地区ならではの意匠等の特徴を十分に把握している者が当該業務を効率的に実施することが望ましいものであると考えている。</p> <p>上記の理由から当該業務はその性質から競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	東之宮古墳管理業務委託	
契 約 内 容	東之宮古墳及び進入路における草刈、清掃、樹木の剪定業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	328,320円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務を受託する犬山市アメニティ協会は、高齢者の活用を活かして、公共施設等環境管理等を行い、市内の快適な都市環境の創出を図ることを通じて、市民福祉の向上に寄与することを目的としている。また、その目的を達成するために公益性のある事業に特化して行っており、営利を目的としないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。以上の理由から本業務を適切かつ確実に履行することが可能な事業者は犬山市アメニティ協会を除いて他にないため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課																	
件 名	磨墨塚史跡公園管理業務																	
契 約 内 容	磨墨塚史跡公園における草刈、清掃、樹木の剪定業務																	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日																	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日																	
契 約 相 手 方	犬山市アメニティ協会																	
契 約 金 額	422,280円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務を受託する犬山市アメニティ協会は、高齢者の活用を活かして、公共施設等環境管理等を行い、市内の快適な都市環境の創出を図ることを通じて、市民福祉の向上に寄与することを目的としている。また、その目的を達成するために公益性のある事業に特化して行っており、営利を目的としないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。以上の理由から本業務を適切かつ確実に履行することが可能な事業者は犬山市アメニティ協会を除いて他にないため。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	歴史的資産保存活用調査研究業務	
契 約 内 容	当市の市内各所に歴史的な文化財が多く残されている状況と、各地域が抱える課題・問題について、歴史的資産を活かしてこれらの課題・問題等を解決しこれからの住民主体によるまちづくりを進めていくための調査研究を、住民主体のまちづくり及び歴史的な文化財分野に精通した専門家に調査研究及び発表等の業務を委託。	
契 約 期 間	平成29年5月19日から平成30年3月23日まで	
契 約 締 結 日	平成29年5月19日	
契 約 相 手 方	国立大学法人東京大学 総長 五神 真	
契 約 金 額	250,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>歴史資産を活かしたまちづくりに関する調査研究業務においては、住民主体のまちづくりのあり方について歴史的資産を活かした方法による提案というものであり、当市の歴史的な文化財及び住民主体のまちづくりに精通した専門家であることが必要である。</p> <p>国の文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会長を務め、長く当市の歴史まちづくりについて助言指導をお願いしている「東京大学大学院工学研究科都市工学専攻の西村幸夫教授に委託することが望ましいため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課